

令和5年度こうち子育て応援の店協賛事業所開拓等実施委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和5年度こうち子育て応援の店協賛事業所開拓等実施委託業務

(2) 事業の目的

県では、地域における子育て支援を行う、「プレミアムこうち子育て応援の店」や「こうち子育て応援の店」の協賛事業所を募り、対象者が協賛事業所を利用又は訪れた際に、優待サービスを受けることができる仕組みを構築している。本事業は協賛事業所の拡大を図ることで、地域全体で子育てを応援する機運を醸成することを目的とする。

(3) 事業内容

別途定める「令和5年度こうち子育て応援の店協賛事業所開拓等実施委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月25日まで

2 見積限度額

10,973千円（消費税及び地方消費税額含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和5年度こうち子育て応援の店協賛事業所開拓等実施委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

選定後に候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。概ね10日以内（但し、土日、祝日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

- (2) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に關与する者等）に該当しない者であること
- (3) 経営状態が不健全でないこと
- (4) これまでの同規模の事業実績があること。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6) 高知県内に本店、支店または営業所等を有すること
- (7) 高知県の「令和3年度から令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- (8) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること

6 説明会

- (1) 日時 令和5年7月14日（金） 10時から
- (2) 場所 保健衛生総合庁舎 1階 大会議室
- (3) 申込 参加を希望する事業者は、説明会参加申込書（別紙様式1）を令和5年7月13日（木）午後5時までに下記「15 問合せ先・提出先」へFAXまたは電子メールで送信してください。

7 質疑と回答

質疑等については、質疑書（別紙様式2）により令和5年7月18日（火）午後5時までに持参、FAX、又は電子メールで照会してください。FAX、電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。また、提出期限を過ぎた質疑の送付は無効として回答いたしません。

質疑と回答の内容は高知県子ども・福祉政策部子育て支援課のホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（別紙様式3）
 - イ 資格要件確認書（別紙様式4（添付書類含む））
- (2) 提出期限等
 - ア 提出方法
持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）のいずれかとします
 - イ 提出期限
令和5年7月24日（月）午後3時（必着）
 - ウ 提出先
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県子ども・福祉政策部 子育て支援課 担当：古味、西岡
TEL 088-823-9641

(3) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類をもとに資格要件の確認を行い、その結果を令和5年7月27日（木）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和5年度こうち子育て応援の店協賛事業所開拓等実施委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和5年度こうち子育て応援の店協賛事業所開拓等実施委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、プレゼンテーションを実施後、令和5年8月25日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

令和5年7月6日（木）	募集開始（ホームページへの掲載）
令和5年7月13日（木）	午後5時 説明会申込締切
令和5年7月14日（金）	午前10時から 説明会
令和5年7月18日（火）	午後5時 質疑書提出締切
令和5年7月21日（金）	質疑書回答期限
令和5年7月24日（月）	午後3時 参加申込書及び資格要件確認提出締切
令和5年7月27日（木）	参加者資格結果通知
令和5年8月7日（月）	午後3時 企画提案書の提出締切
令和5年8月18日（金）	審査委員会開催（プレゼンテーション）
令和5年8月25日（金）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限定）します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなります。

なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は、様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

【参考：高知県情報公開制度

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>】

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

14 その他

(1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。

(3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

15 問合せ先

高知県子ども・福祉政策部子育て支援課 担当者 古味、西岡

T E L 088-823-9641

F A X 088-823-9658

E-mail 060501@ken.pref.kochi.lg.jp